

広島県告示第四百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年七月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ファミリークリニック 森のくまさん	東広島市高屋町大島四九九―一八	平成二八年五月二二日
かわぐちこどもクリニ ック	廿日市市大野一七六二―七	平成二八年五月二二日